

能登半島地震被災者の区内入居者への対応について

1 就学機会等の確保

- 被災により、区に避難した児童生徒に対して、区立小中学校において受入れを行う。
- 住所変更がなくても、居住実態により、区域外就学を許可することができる。
- ※区立幼稚園、学童クラブについても同様の対応

2 経済的支援

(1)就学援助

- 被災により、区に避難した児童生徒の保護者に対し、当該世帯の経済的状況に応じ、学用品費やその他学校生活に必要な援助費を支給できる。

(参考)中学2年生 年間支給額:157,830円

入学支度金 81,000 円、校外活動費 2,460 円、学用品費 34,320 円、芸術鑑賞費 560 円、移動教室費 30,400 円、クラブ活動費 1,230 円、体育実技用具費 7,860 円
--

(2)学用品等

- 学用品は、就学援助の入学支度金（81,000円）等で、対応できると見込んでいるが、元々所有していたが、今回の被災により無くしてしまった場合には、公費で購入の上、貸与するなどの検討が可能である。

3 各種相談支援

(1)心のケアを含む健康相談

- 被災した児童生徒を受け入れた学校において、臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、SSWの派遣を行うなど、児童生徒の心の健康問題に適切に対応する。

(2)就学相談

- 被災した児童生徒について、特別支援学級（知的固定学級）、特別支援教室等の利用を希望の場合は、可能な限り早く臨時の就学相談委員会を開催し、適切な支援につなげる。

(3)教育相談等

- 被災した児童生徒および保護者について、困りごと等がある場合は、スクールカウンセラー、教育相談（教育センター）等を案内する。
- 不登校、家庭内の課題等、学校だけでは対応が困難なケースは、校長の申請によりSSWが関与し、必要に応じて関係機関と連携して支援する。